四高齢者配食サービス事業について **四**

この事業は、大里広域市町村圏組合から委託された民間事業者が自宅内(及び敷地内)で体調不良等により倒れていたりしないかなど、安否確認を行うことを目的としています。 併せて食生活が不安定な状況を支援するため、安否が確認できた際に栄養バランスのとれた食事を手渡しします。

てこれに水俣パラクスのこれに反手とう派ししよう。				
利用可能な曜日	毎週、月曜日〜土曜日(日曜日、12/29〜1/3は除く)のうち、 「安否確認及び食事提供」が必要な曜日			
訪問する時間帯	午前10時00分 ~ 12時30分(時間指定できません) ※利用者ご本人が直接受け取ってください。			
利用負担金 (1回あたり)	介護保険料算定基準が第1・2・3段階のかた 300円			
	介護保険料算定基準が第4段階以上のかた 400円			
お住いの地区別の利用できる事業者				
深谷・幡羅・上柴	ふれ愛	だんり	5h	はなみずき
藤沢・南・岡部	ふれ愛	iiれ愛		はなみずき
大寄	ふれ愛	だんり	らん	はなみずき
明戸・八基・豊里	だんらん		ふれ愛	
川本	ふれ愛			
花園	フラワーヴィラ		ふれ愛	
配食事業者連絡先	ふれ	愛 TE	L:57	8-8167
	だんらん TEL:574-6898			
	フラワーヴィラ TEL:584-5550			
	はなみずき TEL:551-1115			

裏面の注意事項を

よくご確認ください。



☆☆☆ (注 意 事 項) ☆☆☆ 利用にあたり守っていただくこと

- ① お渡しした食事は、必ずその日の午後2時までにお召し上がりください。食べ残しは保存しないでください。また、夕食用にとり置きするなどの行為もしないでください。
- ② 食事は必ず利用者本人が直接お受け取りください。 留守宅への置き配や、代理のかたへのお渡しはできません。
- ③ 一時的に中止、またはサービスの内容を変更(例:曜日変更、 ごはんを普通からおかゆに変更 など)する必要がある場合は、 事業者へその旨ご連絡お願いします。
- ※曜日の変更は、安否確認の必要がある範囲で行ってください。 ※安否確認を受ける曜日は、キャンセルせずに外出等で不在にしないようにしてください。(外出しているかを確認するものではありません)利用日当日の朝などで、やむを得ず急な外出(通院等)の際は、外出前に事業者へ必ず連絡してください。(事前の連絡が無かった場合、安否未確認として事業者が市に通報し、通報を受けた市が緊急連絡先の方に安否確認の依頼をします。)
- ④ 次の場合には、下記窓口へ異動届の提出が必要です。
 - (1)施設入所や転出、辞退するとき(※手続きの前に、事業者へ連絡してください。)
 - (2)対象者の要件に該当しなくなったとき(65歳未満の者と同世帯になるなど)
 - (3) 事業者を変更するとき(※選択できるエリアに限る)

☆お問い合わせ窓口☆一お近くの窓口でお問い合わせくださいー

大里広域深谷介護保険事務所(深谷市役所長寿福祉課8番窓口):574-8544 大里広域岡部介護保険事務所(岡部総合支所 岡部市民生活課):585-2214 大里広域川本介護保険事務所(川本総合支所 川本市民生活課):583-2532 大里広域花園介護保険事務所(花園総合支所 花園市民生活課):584-1121